

中間市議会の録画中継の配信に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間市議会（以下「市議会」という。）を広く市民に公開し、より開かれた議会を推進するために行う市議会の録画中継の配信に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「録画中継」とは、開催中の市議会の音声及び画像を記録し、インターネット上で公開することをいう。

(録画中継の実施)

第3条 録画中継を行う市議会は、本会議及び議場で開かれる委員会等とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律67号）第115条第1項の規定により秘密会とされた本会議の録画中継は行わない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する議事、発言等の録画中継は行わないものとする。

(1) 議長が制止又は取り消しを命じた発言及び議員が取り消した発言

(2) その他市議会の品位を保つために、議長が必要と認めた発言

3 録画中継の期間は、当該本会議が終了した日からおおむね1年間とする。

(著作権及び免責)

第4条 録画中継に係る著作権は、市議会に帰属する。

2 利用者が録画中継を利用したこと又は録画中継の情報を使用したことによって生じた損害について、市議会は、その責を負わない。

(庶務)

第5条 録画中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、録画中継に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。